

写

別紙様式第1号（第3関係）

令和元年 5月 7日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

質問者 三橋 和史

## 文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>なお、これまでの私の文書質問に際しては、質問に対して実質的に回答していないものが複数の事項にわたって見受けられた。</p> <p>この文書質問は、行政執行者に対して市民の代表者である市議会議員が発する質問であり、すなわち主権の存する市民による質問であるから、そのことを肝に銘じ、市長及びその補助機関において、質問内容を歪曲したり、質問の趣旨を没却したりするようなものにならないよう、誠実かつ真摯に回答するよう求めるものである。</p>	
1、市役所本庁舎の耐震問題について	<p>市職員及び市民等の生命に関わり、行政上の危機管理体制にも重大な懸念を及ぼしている奈良市役所本庁舎の深刻な耐震問題については、再三にわたって指摘してきたところであるが、市は未だに耐震化関係の予算案を市議会に提出さえしておらず、有効な対策を講じないまま、徒に時間だけが経過している状況にある。これを踏まえ、以下の点について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1、耐震化関係の予算案の市議会への提出時期について（平成31年3月定例市議会に提出しなかった理由も示して回答されたい。）</li><li>2、耐震化が完了するまでの間の市職員及び市民等の安全確保のために講じる措置の内容について</li><li>3、耐震化が完了するまでの間の危機管理体制上の観点から講じる措置の内容について（特に、市長及び上位の職務代理者が構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関して著しく危険性が高い状況にある建物に留まる状況が作出されていることは正措置の内容について）</li></ol>	市長



	<p>4、構造耐震指標 <math>I_s</math> 値が 0.02 である西棟において市議会を開く状態にあることについて</p> <p>①その異常性に対する認識の有無及びその程度について</p> <p>②5月18日に予定されている広く市民等へ参加を呼び掛けけて行う議会報告会を同建物において開催することに対する異常性の認識の有無及びその程度について（同建物において議会報告会を開催することが適当であると考えているか否かという点を示して回答されたい。）</p> <p>③市議会の運営に関する市議會議長との協議の日時及び内容について（特に、応急対策工事の実施や代替施設の確保等に関する点について）</p> <p>④未だに代替施設が確保されていないことについて、市長と市議會議長のいずれに責任が所在するかという点に関する認識について</p> <p>⑤通常想定すべき揺れの地震が発生して、建物が倒壊し、又は崩壊した場合において、それにより死亡した市議會議員や市職員に対する一人当たりの補償額又はその算定方法について（同建物は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとされていることから、当然想定すべき事項であり、必ず回答されたい。）</p> <p>⑥通常想定すべき揺れの地震が発生して、建物が倒壊し、又は崩壊し、それにより死傷者が生じた場合において、その者又はその遺族に対して支払うべき損害賠償金は最終的に誰がどのように負担することになるのかという点及びその理由について（公金による負担、市長又はこの事務を担当する公務員による負担などの区別、公金による負担とした場合は、市が求償権を行使したときはどのようになるのかという点を示して回答されたい。）</p>	
--	--	--

2、管理者不明の橋について	<p>私の調査によれば、市内には老朽化や適切に管理されていないことによる劣化が著しい橋が散見されるにもかかわらず、市はその箇所数、位置及び各施設の安全性等を把握しておらず、把握しようとさえしていない疑惑がある。</p> <p>これを踏まえ、以下の点について質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、市内に存する橋（私有地に存し、私人が管理すべきものを除く。）の数について</li> <li>2、1のうち国が管理する橋の数について</li> <li>3、1のうち県が管理する橋の数について</li> <li>4、1のうち市が管理する橋の数について</li> <li>5、1のうち国県市以外の公共団体及びそれに準ずる団体が管理する橋の数について</li> <li>6、1のうち私人（法人及び任意団体を含む。）が管理する橋の数（管理する私人を特定することができないものに限る。）について</li> <li>7、1のうち管理者が不明である橋の数について</li> <li>8、7に関して各施設の位置の把握状況について</li> <li>9、4のうち安全であることを確認することができない橋の数について</li> <li>10、7のうち安全であることを確認することができない橋の数について</li> <li>11、7に関して管理者を特定するために取り組んできた具体的な内容について（特に、平成30年度以降の具体的な取組内容について）</li> </ol>	市長
---------------	--	----

受付日	令和元年5月7日
送付日	令和元年5月8日